

# 三重の森林づくり基本計画 改定版(案)

平成23年10月

三 重 県

# 第1 基本計画策定の考え方

## 1 基本計画改定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）が制定されました。

「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）は、条例を踏まえ、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し、三重県の森林づくりを進め林業を再生していくために、基本計画の改定を行います。

## 2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

### (1) 森林・林業を巡る状況

森林は、木材の生産はもちろん、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、さらに近年社会的関心が高まっている生物多様性の保全などの多様な機能を発揮することによって、いのちを育み、私たちの暮らしを支えています。

これまで、森林の持つ公益的機能を維持増進していくため、森林吸収源対策をはじめとして、間伐を中心に森林整備を進めてきたところですが、路網整備や生産性向上の取組が進まなかったことなどから、間伐材の9割が利用されないなど森林資源が有効に活用されていませんでした。

このような中、三重県では、平成21年度から施業の集約化や路網等の基盤整備、木材の直送体制づくり等を一体的に行うことによって、これまでの伐捨間伐から搬出間伐への転換を図る取組を進めており、生産性の向上を図りながら木材生産の増大を図っていくこととしています。

一方、国においても、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」に基づき、森林の多面的機能の確保を図りつつ、これまで築き上げられてきた人工林資源を積極的に活用し、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材の利用を通じた低炭素社会の構築を図っていくこととしています。

今後、「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、森林施業の集約化、路網の整備、必要な人材の育成に取り組み、森林資源を最大限に活用し、木材生産と公益的機能の発揮を両立させる持続的な森林経営の確立を通じ、「10年後の木材自給率50%以上」を目指し、林業の再生を図っていくこととなります。

## (2) 木材需要を巡る状況

林業の再生を図るためには、木材の生産、供給体制の整備と同時に、木材の需要を拡大することが不可欠です。木材は、炭素を貯蔵し、製造・加工エネルギーが少ない省エネ効果、カーボンニュートラルな特性による化石燃料の代替効果の3つの役割により、地球温暖化防止に貢献する資材として、低炭素社会を構築に向けて期待が高まっています。

しかしながら、今後、人口・世帯数が減少していくことから、住宅需要は減少していくと予想されており、住宅分野の木材需要を拡大するためには、外材からの転換や新たな用途の開拓等による利用率の向上が課題となっています。

また、住宅分野以外の木材需要の拡大も課題となる中、建築物全体に比べ著しく低い木造率の公共建築物の木材利用を推進するため、平成22年「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。県としても、平成22年12月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を作成し、県有施設をはじめ市町の公共施設等の木材利用を推進していくこととしています。

さらに、再生可能エネルギーに対する期待が高まる中、未利用間伐材の有効活用を図るため木質バイオマスのエネルギー利用の取組も全国各地で進みつつあり、県内でも、木質バイオマスの熱利用の取組や石炭火力発電所における混焼の検討が行われています。

## 3 これまでの取組の成果と課題

### 【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

環境林において、針広混交林化への誘導を図るため、平成22年度までの5年間に延べ16,146haの強度間伐を実施するとともに、生産林において、健全な森林資源の育成を図るため、28,385haの間伐を実施しました。

また、山地災害を防止するため、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事を行うとともに、重要な水源地において治山施設の整備と併せて荒廃森林の整備行ったほか、機能が低下した保安林において、保安林の機能向上を図るため本数調整伐を実施しました。

増加する野生鳥獣による被害を防止するため、植林地への防護柵等の設置を行うとともに、ニホンジカの頭数を適正化するための取組も進めているところです。

間伐については、現時点で2015年の目標面積を上回るペースで実施されており、森林の持つ公益的機能の増進を図ることができたと考えていますが、地球温暖化の進行、生物多様性の劣化、局地的な災害の多発等から、これまでに増して森林の適正管理を進めていく必要があります。今後は、間伐材の利用推進を図りながら森林整備を進めていく必要があります。

### 【基本方針2 林業の持続的発展】

採算性の悪化等から停滞している林業の再生を図るため、森林の団地化・施業の集約化、木材の直送など、新たな県産材の生産供給体制の構築に向けた取組がはじまりました。平成21年度に創設した「がんばる三重の林業創出事業」により、これまでに目標を上回る76箇所、約5,200haが団地化され、路網整備や機械導入、集約化施業等の取組が進みました。

担い手の育成・確保については、高校生の職場体験や新規就業者セミナーを実施するとともに、機械化等に対応できる技術者の養成に取り組みました。

また、県産材の利用の促進については、品質の確かな「三重の木」認証材を中心に、安心して使える信頼性の高い県産材の普及に取り組みました。厳しい経済状況の下、新設住宅着工戸数が減少する中で、平成 22 年度の県産材の素材生産量は 239 千 m<sup>3</sup> となり目標の 324 千 m<sup>3</sup> を下回りましたが、「三重の木」認証材の出荷量は前年同程度の 9,154m<sup>3</sup> で、認証制度の普及は進んできていると考えています。

本県の素材生産量は目標を下回っていますが、県の森林資源を活用し、森林・林業再生プランが掲げる「10 年後の木材自給率 50%以上」の達成に向けて、生産性の向上や安定供給体制の構築を進め、県産材の生産量を増大させていく必要があります。

そのために、新たな森林経営計画制度に基づき、施業の集約化、路網整備や高性能機械の導入促進により低コスト生産システムを構築するとともに、直送体制の整備や流通の合理化等による低コスト安定供給体制を構築する必要があります。

併せて、施業プランナーやフォレスター、新しい生産システムに対応できる機械や路網作設オペレーターなど多様な人材育成や、新規参入も含め意欲的に取り組む事業体の育成を図っていく必要があります。

また、産地間競争に打ち勝ち、需要拡大を図っていくためには、需要側の求める性能・規格、安定供給等に対応できる、信頼性の高い木材の供給体制の構築、新たな販路や多様な用途開拓に取り組む必要があります。特に、木質バイオマスのエネルギー利用を進めていく必要があると考えています。

さらに、持続的な林業経営や安定的な木材生産のためには、それを支える森林資源の育成・確保が重要であり、間伐等の森林整備や、伐採後の確実な更新を進めていく必要があります。

### 【基本方針 3 森林環境教育及び森林文化の振興】

身近な自然とのふれあいの場となる里山については、里地里山保全活動等の認証・認定団体数が 42 団体に増加するなど、地域住民や団体等による自主的な保全活動が進んできています。

森林環境教育の振興については、県民の森林への理解を促進するため、各種団体やボランティアと連携して講演会や体験学習、自然観察会等を開催するとともに、学習フィールドの整備や学校林等での体験教室の開催、指導者の育成などに取り組みました。

森林環境教育の指導者数は増加し、目標とする水準を上回っており、その活動も活発に行われています。

今後は、より多くの県民の森林への理解を深め、森林づくりへの行動につなげていくために、森林環境教育の指導者等と連携を図るなど、民間の取組を促しながら、森林とのふれあいや学習の場の提供、指導者の育成等、森林文化及び森林環境教育の振興を図っていく必要があります。

### 【基本方針 4 森林づくりへの県民参加の推進】

森林づくりへの多様な主体の参画を促すため、活動場所の確保、指導者の育成、企業やボランティア団体等の活動の支援を進めました。

企業の森については、企業の環境貢献意識の高まりもあり、厳しい経済状況の中で、取組は増えており、平成 22 年度末で 26 箇所 129ha の協定が結ばれ、森林整備が進められています。

また、県民の森林に対する理解を深め森林づくりへの参画意識を高めるため、10 月の

「もりづくり月間」を中心に、森林と木づかいフェアや県内各地で森林とふれあいながら森林の大切さについて考える「森の講座」を開催してきました。

こういったイベントや活動への県民の参加をはじめ、指標としている「森林づくり参加者数」は目標数を上回るなど、企業や県民の森林への関心や活動参加意欲は高まっています。

今後は、多様な主体の森林づくり活動の支援やもりづくり月間を中心としたイベント等の開催を通じ、森林づくりを社会全体で支える機運の醸成を図り、県民の参画を進めていく必要があります。

#### 4 基本計画の期間

平成 18 年に策定した当初の基本計画は 20 年先を見据え、目標年次を平成 37 年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、今回の基本計画については、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初計画の平成 37 年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

## 第2 基本方針

### 1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

## 2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

### 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

#### 【数値目標】

指 標	現状(2010年)	~2015年(H27)	~2025年(H37)
間伐実施面積 (累計)	44,531ha	80,000ha	140,000ha

\* 目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

\* 現状値は、2010(H18~H22)年度までの間伐実施面積累計です。

#### 【指標選定の理由】

森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

### 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

#### 【数値目標】

指 標	現状(2010年)	2015年(H27)	2025年(H37)
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量	239千m <sup>3</sup>	402千m <sup>3</sup>	498千m <sup>3</sup>

\* 数値は、木材需給報告書の統計数値等によります。

#### 【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

### 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

#### 【数値目標】

指 標	現状(2010年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

\*数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

\*現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

#### 【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

### 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

#### 【数値目標】

指 標	現状(2010年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林づくりへの 参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

\*数値は、県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

\*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

#### 【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。



## 第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

### 【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

#### 1－(1) 森林の整備及び保全

効率的かつ効果的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

#### 1－(2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

### 【基本方針2 林業の持続的発展】

#### 2－(1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

#### 2－(2) 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

#### 2－(3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

### 【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

#### 3－(1) 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

#### 3－(2) 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

### 【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

#### 4－(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組づくりを進めます。

#### 4－(2) 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

## 第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

### 森林の整備及び保全【基本施策1－(1)】

#### (1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

#### (2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、将来にわたり安定的な森林資源を育成確保するため、適切な伐採や伐採後の確実な再造林を通じて、森林の林齢構成の平準化を進めます。

#### (3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

#### (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

#### (5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等の自然災害による森林の崩壊や立木の流出等を防ぐため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めます。

#### (6) 野生鳥獣との共生の確保

農林業の被害軽減や野生鳥獣との共生を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。また、多様な森林づくりに必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境等に配慮した森林整備等を進めます。

#### (7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

### 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1－(2)】

#### (1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めていきます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

## **(2) 森林資源データの整備と情報提供**

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めていくため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

## **(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究**

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組みます。

# **林業及び木材産業等の振興【基本施策2－(1)】**

## **(1) 森林施業の集約化の促進**

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

## **(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進**

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。  
併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

## **(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進**

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

## **(4) 特用林産の振興**

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。  
また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

## **(5) 効率的な木材生産のための研究**

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組みます。

# **担い手の育成及び確保【基本施策2－(2)】**

## **(1) 林業の担い手の育成・確保**

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

## （２）林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用の推進に必要な、新規参入の促進等、必要な事業体の育成、確保を進めます。

## （３）山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

## 県産材の利用の促進【基本施策２－（３）】

### （１）県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の建築物の木材利用の推進や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

### （２）県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

### （３）信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

### （４）木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

### （５）公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

### （６）木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりを進めるために必要な間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

### （７）新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究・開発を進めます。

## 森林文化の振興【基本施策3－(1)】

### (1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

### (2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

### (3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

### (4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木等の保存や活用を進めます。

## 森林環境教育の振興【基本施策3－(2)】

### (1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

### (2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林や林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

### (3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等の多様な主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラムの作成や学習環境を整備するとともに、指導者等の育成等を進めます。

## 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4－(1)】

### (1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへの多様な主体の参加を促すため、市町や団体等の多様な主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

## (2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、多様な主体が森林づくり等の計画作成や行動に参画できる環境づくりを進めます。

## (3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

## 森林づくりの意識の啓発【基本施策4－(2)】

### (1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等の多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

## 第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

### 1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

### 2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

### 3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 三重の森林づくり基本計画と他の計画との関係

